

# 『枕草子』 一条院内裏「北の陣」についての新見

浜口俊裕

## 一 はじめに

『枕草子』や『紫式部日記』には内裏焼亡に伴い今内裏になつた一条院を舞台にした記事が見られる。分けても『枕草子』には、一条院内裏東面にある門を「北の陣」と呼ぶことに端を発する話題や、清少納言の局があつた北二対東廂の小廂に一条天皇と中宮定子がしばしば訪れて、そこから真向かいの「東の御門」に入入りする廷臣たちの光景を楽しむ仲睦まじいエピソードなどが綴られている。しかし、その「北の陣」や「東の御門」の場所については諸説紛々として明確でない。

そこで、本稿では「北の陣」について検討し、新たな私見を提示してみたいと思う。

## 二 一条院内裏について

『枕草子』第一〇段「今内裏の東をば、北の陣といふ」の「今内裏」は、諸注指摘の如く一条院内裏のことである。この一条院の位置は、『拾芥抄』中・諸名所部第二十に「一条南大宮東二町、謙徳公家、又為<sup>①</sup>法住寺大臣為光家<sup>②</sup>也」とあり、一条大路の南、大宮大路の東、正親町小路の北、靱負小路（二条以南は猪隈小路）の西、方四十丈、左京北辺二坊一町である。『拾芥抄』東京図には東隣に靱負小路を隔てて堀河小路西に及ぶ一町に「院別納」もある<sup>③</sup>ので、一条院の「大宮東二町」は、院別納も含めた東西二町の意と見られる。この「院別納」は、『日本紀略』寛弘七年十二月二日条に「亥刻<sup>④</sup>東宮自故左大臣<sup>⑤</sup>一条第、遷御一条院別納<sup>⑥</sup>庁」とあるほか、『権記』同日条に「東宮遷御一条院東町」、『御堂関白記』同日条に「東宮渡給東院」とあり、また『御堂関白記』

寛弘八年九月一〇日条に「尚侍渡一条院別納給」、同九月二七日条に「従別納、女方渡土御門」と見られるように、「一条院別納庁」「一条院東町」「一条院別納」「別納」などとも呼ばれ、東宮居貞親王が遷御したり、尚侍藤原妍子や左大臣藤原道長室倫子なども滞在した庁舎であった。

この院別納に中宮彰子も方違により一条院から渡御した時、『御堂関白記』寛弘八年十月一五日条に「此夜中宮渡東別納給」と記され、「東の別納に渡り給ふ」とあるように、院別納は、一条院の東隣に位置したことが史料からも明証される。また倫子が一条院より院別納へ移った時にも『御堂関白記』寛弘八年九月二六日条に「女方従院渡東」とあり、「院」即ち一条院から東隣の院別納へ移ったことを「東に渡る」と方角を記載しただけにすぎないが、当時の人には東が院別納であることを直ちに理解できたのである。

さて、一条院内裏は、『日本紀略』長保元年六月一六日条に「今日天皇渡御一条大宮院」とか、『小右記』寛弘五年十一月一七日条に「上達部已下於大宮院有饗祿」と見られる如く、一条大路南、大宮大路東の位置に因んで「一条大宮院」とか「大宮院」とも称された。古くは謙徳公藤原伊尹の所有であったが、後に伊尹の娘婿藤原為光、そして為光女へ伝領され、さらに東三条院詮子が一条院へ遷御した『権記』長徳四年（九九八）十月二十九日条に「此夜遷御一条院依家主姫君治所宜強也、直八千石云々」と見られる如く、佐伯公行朝臣が「寝殿の上」

と通称された「家主の姫君」から米八千石で購入して、東三条院詮子に献じた邸宅である。

しかし、長保元年（九九九）六月十四日の内裏焼亡によつて（『日本紀略』『本朝世紀』）、同十六日に一条天皇がこの一条院に遷御した（『本朝世紀』）。この日から翌二年十月十一日新造内裏へ一条天皇が還幸するまで（『日本紀略』『権記』『百鍊抄』）、一条院が今内裏になったのである。この間、中宮定子が一条院内裏に滞在したのは、長保二年二月十一日（『権記』『御堂関白記』）から三月二十七日（『日本紀略』）までの四十六日間、および八月八日（『日本紀略』）から二十七日（『日本紀略』）までの二十日間、この二回に限られ、初回四十六日間における話題の一つを『枕草子』第一〇段「今内裏の東をば、北の陣といふ」と見るのが定説になっている。

### 三 一条院内裏の殿号について

一条院内裏については、『枕草子』第二二八段「一条の院をば」にも、次のような叙述が見られる。

一条の院をば今内裏とぞいふ。おはします殿は清涼殿にて、その北なる殿におはします。西東は渡殿にて、わたせたまひ、まうのぼらせたまふ道にて、前は壺なれば、前栽植ゑ、籬結ひて、いとをかし。

これによると、一条院内裏では本内裏の殿号を準用していたことが知られる。従来『枕草子』諸注では殿号について

の検証がほとんどなされず、近年の萩谷朴氏<sup>①</sup>や増田繁夫氏<sup>②</sup>に詳細な検証が見られるようになった。

そこで、あらためて一条院が今内裏になった①長保元年六月十六日、同二年十月十一日、②長保三年十一月二十二日、同五年十月八日、③寛弘三年三月四日、同六年十月五日の期間の殿号を検証すると、次のような史料が見られる。

④『権記』長保元年七月七日条

為御方違可御東対、(中略)此夜移御東対、御違方也、

⑤『日本紀略』長保元・七・八条

今夜渡御北対、

⑥『権記』長保元年七月八日条

已剋於北対有御読経事、(中略)申二剋渡御、自去夕

御東対、

⑦『小右記』長保元・七・八条

今日於北殿有御読経、早旦発願、晚頭結願、申刻依可

渡御北殿云々、

⑧『権記』長保元年七月一三日条

紫宸殿分用南殿、仁寿殿分用西対、綾綺殿分用東対、

清涼殿分用御中殿、承明門分用西中門、建礼門分可用

西門并織部司南門等間、

⑨『権記』長保元年十月二日条

有申文、史延政、予見、注紫宸殿・清涼殿、此院無此

殿号、仍令改書南殿・御中殿、

右④は一条天皇が方違で一条院内裏の東対に移御した記事で、⑤⑥⑦は翌日の同内裏御読経にその東対から北対に渡御し、更に御読経結願後の申二刻(午後四時三〇分)に再び北対へ渡御した記事である。今内裏の御読経を北対で行い、結願後に再度天皇が渡御したことで分明なように、一条院内裏では北対が天皇の日常政務の殿舎、即ち清涼殿の役割を担っていた。また、⑧によると北対は、「北殿」とも呼ばれていた。

⑨は一条院内裏での臨時仁王会料米の記事である。一条院内裏では寝殿を南殿、すなわち紫宸殿にあてたほか、西対を仁寿殿、東対を綾綺殿に見なした。また右記⑥⑦の北対を中殿、すなわち清涼殿にあてたほか、西中門を承明門、西門および織部司南門の間を建礼門に准じた。こうした準用は長保元年限りの一次的なものでなく、⑩で紫宸殿に准じた南殿が『権記』長保二年二月二五日条にも「参内、院南(殿号)装束准紫宸殿供奉」と紫宸殿に准じているほか、やはり⑩で承明門に准じた西中門が『本朝世紀』<sup>⑩</sup>長保五年正月一日条にも「西中門為承明門」と見られることから、寛弘六年十月の一条院内裏焼亡に至るまでの第一期一条院内裏では恒常的に運用されていたと見てよい。なお、本内裏には紫宸殿の東、綾綺殿の南に累代の御物を収蔵した宜陽殿があるが、右⑨にそれが見えない。これは一条院寝殿東北廊での右近陣申文儀の『御堂関白記』寛弘五年二月八日条に「而後又着参議座云、

是於一条院無宜陽殿座」とあるように、一条院内裏には宜陽殿にあてる殿舎がなかったことによる。因みに、一条院に宜陽殿に准じた殿舎が見られるのは、寛弘七年十一月二十八日に新造された第二期一条院以降で、『御堂関白記』同日条に「入従一条院東門、入御後、着宜陽殿座、一献後、就陣座」と見える。

⑥は、申文の儀において右大史美麻那延政が担当した上申書を上司の右大弁藤原行成が見たところ、殿号に「紫宸殿」「清涼殿」との記載があったので、紫宸殿を「南殿」に、清涼殿を「御中殿」に訂正させている。「此の殿号無し」というのが理由であるが、この史料⑥の指摘は極めて重要で、一条院内裏には「紫宸殿」や「清涼殿」の殿号がなかったことの証左になる。従って、『枕草子』に「おはします殿は清涼殿にて」と叙述するのは、あくまで清少納言の見立ての表現と理解すべきであって、「主上がお住いになる御殿は清涼殿<sup>⑥</sup>」のように断定した訳語は厳密には誤りであり、「天皇がいらっしゃる御殿は清涼殿に准じて」のように准える表現の訳語でなければならぬ。このように一条院内裏での殿号は、清涼殿を「御中殿」、紫宸殿を「南殿」と言うのが公式の呼称であった。

さて、第一期一条院には、前掲史料⑥によって、㉞南殿（寢殿）、㉟西対、①東対（東殿）、②中殿（北対・北殿）、③西中門、④西門などの存在が確認される。いま、これらを含

めて一条院内裏の主要な殿舎、諸門について、史料に確認できるものを補足すると、以下の如くである。

㉞南殿 前記⑥により紫宸殿に准じる重要な殿舎で、一条院内裏では寢殿を南殿にあてた。それは、内裏焼亡から二日後、天皇が太政官庁から一条院内裏へ遷御した『本朝世紀』長保元年六月一六日条の「西四剋、寄御輿奉乗幸、出従官東門北、従陽明門御出、従大宮大路北、当左右陣張、彼院西御門入給、寢殿南御橋寄御輿」との記事からも窺い知ることができる。遷御の経路をたどると、天皇は御輿で太政官庁の東門より出て北に進み、建春門を過ぎると右折して陽明門へ進み、同門を出ると大宮大路を北上して一条院内裏の西門から進入して、「寢殿南の御橋に御輿を寄す」とある。「南の御橋」は紫宸殿南面中央の南階に准じた呼称であるから、一条院内裏の寢殿が南殿として紫宸殿に准じたことを明証している。また本内裏では四月と十月に天皇が紫宸殿に出御して旬政が行われたが、一条院内裏遷御後の最初の旬儀は長保元年十一月十三日であったことが、『日本紀略』同日条に「旬、一条院遷宮之後有此儀、天皇御南殿」、「御堂関白記」同日条に「出南殿、有旬事」、「小右記」同日条に「伝聞、今日初出御南殿、聞食旬義」、「権記」同月八日条の「来十三日可出御南殿、先例御別宮之時、先出御南殿有旬儀」などから知られる。

④西対 『権記』長保元年七月七日条に「西対北庇可為女御達御曹司之事、奉仰事」とあり、弘徽殿女御藤原義子や承

香殿女御藤原元子の曹司を北廂に置くように天皇の仰せ事があり、同書同年七月二日条には「仰云、女御二人曹司、以西対北西庇可給之」とあり西対北西廂に充てられた。しかし、その後『御堂関白記』長保元年九月七日条に「承香殿女御参入、西対東北角為宿所」とあり、女御元子の宿所は西対東北の角に設けられた。

①東対 東三条院詮子が参内する時の在所であったが、前述④の如く天皇の方違所になったり、中宮彰子が一条院内裏へ初めて入内した時の『権記』長保二年四月七日条に「諸衛佐・殿上人等在東対東庇、衛衛佐供奉」とある如く諸衛府の佐や殿上人の場席になったこともある。また『本朝世紀』長保四年十月二日条には「一条院東対為御堂」とあり、故東三条院詮子の内裏法華八講を修した時の御堂にもなった。また『本朝世紀』長保五年正月一九日条に「此日賭弓節也（中略）以一条院東対南廊北第一間為御所」とあるように、賭弓の儀に南廊北第一間が天皇の御座所になることもあった。そのほか連日の流星の変による臨時仁王会が東対で行われたが、その『御堂関白記』寛弘四年七月一日日条に「於一条院南殿・東殿、被修仁王会、有御出」、および『権記』同日条に「南殿五十一口、一口読師也、東殿五十口」と見られるように、東対は「東殿」とも呼ばれた。

②中殿 清涼殿に准じたことが前掲⑥⑦から明白である。また⑧⑨⑩の如く、「北対」や「北殿」とも言った。

⑭北二対 前掲『枕草子』第二二八段「一条の院をば」に、「一条の院をば今内裏とぞいふ。おはします殿は清涼殿にて、その北なる殿におはします」とある「清涼殿」の「北なる殿」が北二対である。皇后定子最晩年の長保二年二月十一日から三月二十七日までの四十六日間、および八月八日から二十七日までの二十日間、二度に亘って北二対に滞在した。この北二対で催された皇后定子男敦康皇子百日の儀の『権記』長保二年二月一八日条には「男一宮百日、主上渡北殿、中宮御上」とあり、北二対は「北殿」とも言われた。この北二対では後日、『御堂関白記』寛弘三年四月二三日条に「参内、有女二宮御対面事、北二対東面上達部・殿上人設饌、奉結裳腰典侍賜女装束」とあり、皇后定子女二宮嬖子内親王七歳が父帝一条天皇と対面している。この嬖子内親王は誕生翌日に母宮定子を亡くしているが、寛弘三年頃は次項⑮東北対に述べる如く中宮彰子の庇護のもと、東北対北面を在所にしていた。従って、かつて定子の曹司であった北二対での一条天皇との対面は、在りし日の母宮を偲び親子の断ちがたい縁を結ぶ父帝の計らいであったのだろう。

⑮東北対 中宮彰子の一条院内裏における在所である。『権記』長保元年十一月七日条に「仰云、以従三位藤原彰子が女御、即詣御曹司、対東北」とあり、左大臣藤原道長女彰子が女御になった時に一条院内裏における彰子の御曹司が東北対に設けられた。同様に彰子が翌二年二月二十五日に中宮に

立后後、初めて一条院内裏に入内した時も『権記』長保二年四月七日条に「供奉参議以上座在<sup>◎</sup>后御在所東北対東庇」とあり、在所はやはり東北対であった。このように彰子の一条院内裏での在所は、女御、中宮時代を通して東北対であった。また『日本紀略』寛弘三年八月一七日条に「第一親王<sup>◎</sup>於禁中覽童相撲、(中略)先令親王命左近中将源頼定、右近中将藤原実成、相分殿上侍臣、挑此事、今日於東北対覽此、中宮御在所北庭也、主上遷御覽之」とあるほか、『権記』同日条に「参内、一宮御方有童相僕事、(中略)東北対<sup>◎</sup>面<sup>◎</sup>有此儀」、あるいは『御堂関白記』同日条にも「一宮童相撲、(中略)於中宮御在所南面可有、而為女一・二宮覽、忽成北面、主上御中宮御方」とある。いずれも敦康親王が一条院内裏で童相撲に挑んだ記事だが、これも中宮彰子の東北対での催事であった。これらの記事で興味深いのは、初め東北対南庭で予定されたが、敦康親王姉修子内親王と妹嬬子内親王も見物することになり、急遽北庭に変更されたことである。このことから、『御堂関白記』にも「於中宮御在所南面可有」とある如く中宮彰子は東北対南面を、修子内親王と嬬子内親王姉妹は東北対北面に在所したことが窺い知られるのである。当時八歳の敦康親王と、十一歳の修子内親王、七歳の嬬子内親王姉弟たちは、皇后定子崩御後、中宮彰子の庇護を受けていたことも明白になるのである。言うまでもなく中宮彰子の第一皇子敦成親王もまたこの東北対を在所にした。敦成親王百日の儀が

一条院内裏で催された時の『御堂関白記』寛弘五年十二月二〇日条に「若宮御百日、(中略)其折櫃又微妙、事非可書尽、御在所居南庇並借板敦等東面」とあり、頗る見事な折櫃等が東北対南廂に陳列されたが、これも敦成親王の「御在所」が中宮彰子と同じ東北対の南面であったからにはかならない。

◎乾舍 『小右記』長保元年七月二日条に「奉荷御竈神、宮主・奉膳・典膳相従、上卿以下候後列、入自院西門奉移院乾舍、<sup>◎</sup>邊之」とあり、この日に乾舍を新造して御竈神が祀られた。一条院が今内裏になって十六日目のことである。

Ⓚ西中門 前掲Ⓚや『本朝世紀』長保五年正月一日条に「西中門為承明門」とあり、承明門に准じたことは既に述べた。ほかに賀茂祭翌日、西中門での警固解陣が『本朝世紀』長保五年四月一五日条に「右兵衛少尉中原為家入自西中門立小庭」と見える。また、『本朝世紀』長保元年六月一六日条に「運置彼院西中門内北掖」、『小右記』長保元年十一月二五日条に「左大臣為内弁、西中門不閉、外衛陣候本陣、群臣入自西中門」とも見える。

㊦西門 ㊦南殿に引用した如く『本朝世紀』長保元年六月一六日条に「西四剋、寄御輿奉乘幸、出従官東門北、従陽明門御出、従大宮大路北、当左右陣張、彼院西御門入給、寢殿南御橋寄御輿」とあり、天皇が太政官庁から一条院内裏遷御の時は、西門からの入御であった。また前記◎乾舍の御竈神渡御も同じ西門が用いられた。御竈神に対する当時の信仰心

の高さが窺われる。

⑧西小門 『小右記』長保元年七月二二日条に「今日仁王会、莊嚴承光堂、参内、院中莊嚴五箇処、南殿・御在所・東西対・中門・南面・西小門」と見える。

⑨東中門 『本朝世紀』長保四年十月二二日条に「次請僧六十口、入自東中門南脇門参入」、『小右記』寛弘五年十月一六日条に「公孝左大將於東中門外仰御綱事」、『外記』同日条に「駕鳳輦但件別有宣所被用也、經東中門御出」とある。

⑩東門 『御堂関白記』寛弘五年十月一六日条に「巳二点御出東門、午一点幸着、御入、御輿出」とあるほか、『小右記』同日条に「午剋鳳輿出自東門、御輿欵、可用繁花形院也、御后宮、上東門、『不知記B』同日条に「乘輿即出自東門北行、自上東門大略

東折」、『外記』同日条に「駕鳳輦但件別有宣所被用也、經東中門御出、自衛門陣、上東門大路御幸」とある。いずれも敦成皇子誕生で天皇が中宮彰子の御所土御門第へ行幸した記事で、一条院内裏の東門から出御した。また東門は『外記』から「衛門の陣」と通称されたことが判明する。この行幸で天皇の鳳輦は、東中門を経て（『外記』）、東門を出ると（『小右記』）、南下して上東門大路を左折し（『不知記B』『外記』）、土御門第に至った。注視したいのは、一条院内裏南の織部司に南面した上東門大路を東に進んだのを、『不知記B』に「北に行く」と記していることである。つまり、一条院内裏中殿から見ると左方向は地図上で東に相当するが、この東方向を『不知記B』

に「北」と呼んでいる事実である。従って、一条院内裏の東側を「北」と見る概念は当時の史料からも確認できるのである。

⑪東北門 東門の北にあり、後述するように「東北の陣」があった。『御堂関白記』寛弘五年四月十三日条に「中宮御出従一条院東北門、外従土御門、着土御門」とあり、中宮彰子が土御門第へ出御した門である。これによると、東北門を出て南下し、土御門大路で左折して土御門第に到っている。東北門よりも南に位置した東門からの退出が距離的に近いが、右記⑩の如く東門は天皇の行幸に用いる東の正門なので、この時の行啓には東北門が使用されたのであろう。

なお、東北門は中宮彰子第一皇子の敦成親王が一条院内裏に参内した時にも用いられた。『御堂関白記』寛弘六年八月一七日条に「若宮参太内、敦成親王午時入従東北陣給、御車入鳥居内小、略（中略）候御車女方候陣下」とあり、親王は「東北の陣」があった東北門から入御した。親王の車に伺候した女房たちは鳥居小路、つまり靱負小路に面した東北門下で控えた。この史料で明白な如く、東北門の陣屋は、「東北の陣」と通称された。

⑫北門 靱負小路沿いの東北門よりも更に北にあった門と推定される。『枕草子』の「北の陣」は、この北門を指すと思われる。詳細は後章「北の陣」を参照されたい。

⑬南中門 『権記』寛弘六年正月二日条に「黄昏参内、於

中宮拝礼、南中門西掖の片廂で催されている。  
南中門西掖の片廂で催されている。

⑤南門 「南門」は史料に確認できない。しかし、右④に南中門があるので、おそらく南門に相当する門もあったと見られる。前記⑥『権記』長保元年七月二三日条に「建礼門分可用西門并織部司南門等間」とあり、西門から織部司南門までを建礼門に准じたことや、中宮彰子と敦成親王が一条院内裏に還啓した『御堂関白記』寛弘五年十一月一七日条に「参中宮太内給、御輿、若宮金造御車、别当以下四位・五位举燭、奉抱候御車母々并御乳母、織司<sup>(高院之)</sup>下々従車着内事如常」と見え、同行した女房たちが織部司で下車して徒歩で参入したので、織部司の南門を一条院内裏の南門に兼用したのかもしれない。

⑥建礼門 『日本紀略』長保四年九月六日条に「於建礼門前大祓」、「本朝世紀」長保四年十月三日条に「今日於建礼門前有大祓。是来六日仁王会由祓也」、同じく同書長保五年正月一七日条に「於建礼門之前有射礼事」とあり、門前で大祓や射礼の儀が行われた。前掲④に西門から織部司南門の間を建礼門に准じるが、記録執筆の煩瑣を嫌ってか、本内裏「建礼門」の門号で記録している。

⑦その他 阿部秋生氏は西北門、南門も史料に見えるとい、萩谷朴氏は西南小門、増田繁夫氏の付載図には東南門や西南門も掲げるが、これらには一条院と無関係な諸門も含ま

れ、偶目に入った一条院内裏の諸記録には見出せなかったの  
で後考に俟ちたい。  
以上が寛弘六年十月までの諸記録に見られる第一期一条院  
内裏の殿舎、諸門である。これらの史料から増田氏の付載図  
を参考にして第一期一条院内裏図を作成すると、次の図1の  
ようになろう。

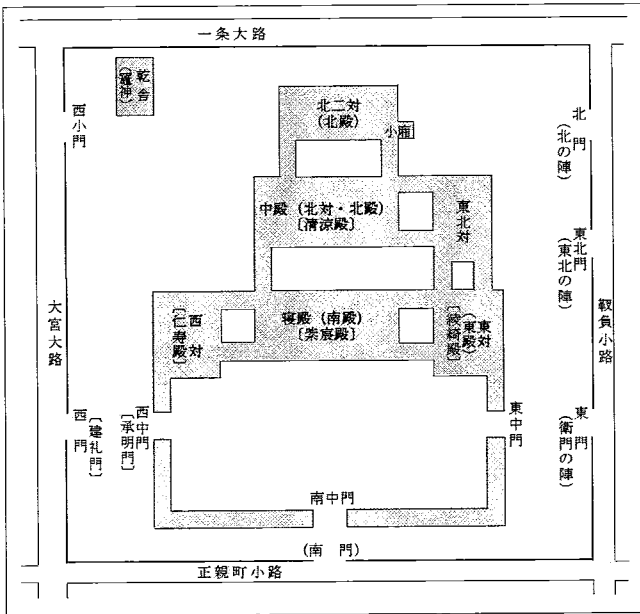


図1 第一期一条院内裏図



#### 四 一条院内裏の修造など

一条院内裏は寛弘六年十月五日に焼亡し、翌七年十一月二八日に新造されるが、長保元年六月以降の第一期一条院内裏の修理・造営の記録を摘記しておく、次の如くである。

- ① 一条院作事 、『本朝世紀』長保元年六月一九日条「彼院内造、修理職、木工寮・内匠寮頭已下唯行作事」
- ② 乾舎新造 、『小右記』長保元年七月二日条「自院西門、奉移院乾舎今日新造之」
- ③ 修理見始め 、『御堂関白記』寛弘三年正月九日条「行一条院、見始修理」
- ④ 修理見分 、『権記』寛弘三年正月二〇日条「参一条院」
- ⑤ 一条院内裏焼亡 、『御堂関白記』寛弘六年十月五日条「寅時一条院焼亡」
- ⑥ 一条院作造始め 、『左経記』長元元年七月一九日条「寛弘七年庚戌二月二十七日始作一条院」
- ⑦ 一条院作造始め 、『御堂関白記』寛弘七年四月五日条「早日到一条院、初作造事」
- ⑧ 雑舎建築定め 、『御堂関白記』寛弘七年四月一三日条「到一条院、可舎立定所々」
- ⑨ 南殿・後涼殿未造 、『御堂関白記』寛弘七年八月二日条「行一条院見造、南殿・後涼殿代等未造」
- ⑩ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年九月八日条「従内与

源中納言相共到一条院、見作事」

⑪ 一条院遷御定 、『御堂関白記』寛弘七年九月一八日条「到一条院、仰可然雜事」

⑫ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年九月二四日条「従内出、到一条院」

⑬ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年十月三〇日条「従内到一条院」

⑭ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年十一月一九日条「見一条院、依轉不足、檢非違使等遣津頭」

⑮ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年十一月三日条「到一条院」

⑯ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年十一月二四日条「従一条院参東宮」

⑰ 造営見分 、『御堂関白記』寛弘七年十一月二六日条「早朝出候之従内、後参東宮、到一条院」

#### 五 北の陣の位置

『枕草子』第一〇段「今内裏の東をば、北の陣といふ」は、三卷本系統と伝能因本系統にあり、三卷本「北の陣」、伝能因本「北の門」と異同がある。「北の陣」は本来、本内裏北正面の朔平門にあった左右兵衛府の詰所をいうが、『枕草子』によれば一条院内裏にも「北の陣」があった。また寛弘五年九月十六日の『紫式部日記』敦成皇子生誕六夜の記事にも

「北の陣に車あまたあり」とあり、母宮中宮彰子の行啓した土御門第にも「北の陣」があった。今内裏はもとより、中宮の遷御した御所にも本内裏に准じて「北の陣」を置くことがこの頃には普通であったようである。

ところで、一条院内裏「北の陣」の場所については、従来、(a)東面の門、(b)東門、(c)東北門、(d)朔平門など諸説紛々としている。

まず(a)東面の門説は、「東をば」の字義的な訳語を提示したもののようである。近年の注釈書頭注に「本内裏では東向き清涼殿は今内裏では南向きである。方角が異なっているために『北の陣』と呼びながら東にあることを言ったもの」というが、清涼殿の東向と今内裏の南向きの方角の相異と「北の陣」との関係性の説明に意を尽くしていると言いがたしい。既に確認した如く一条院内裏の東側、鞍負小路に面した諸門は㊸㊹があるのです、これら東面の門すべてを「北の陣」と総括している説には従い難い。

(b)東門説は、渡辺実氏に「正規の内裏では清涼殿は東向き建物なので、内裏の北にある朔平門(北の陣)は左手にあたる。そこで一条内裏でも、南面する清涼殿(北の対)の左手の門、つまり東門を、『北の陣』と呼んだ」とあり、「東をば」を東門に解したうえで「北の陣」に比定する辻褃合わせをした趣の説である。そもそも一条院内裏に「清涼殿」の殿号がなく、東門は前記㊸に述べた如く「衛門の陣」と通称さ

れたので、これを「北の陣」と同一視することの根拠が明白でない。また東門を朔平門(北の陣)に見立てた場合、その北方にある東北門を「東北」と言い難いことや、次章「北の陣」で述べる如く北二対東廂の小廂から遙か南方の東門に入りする廷臣たちの動向は東北対に遮られて観察できないことから、東門説も適正と言えない。

(c)東北門説は、阿部秋生氏に詳細な考察があり、近年では荻谷朴氏、増田繁夫氏、最近では津島知明氏、中島和歌子氏などが東北門説である。しかし、この門は前記㊸で確認した如く「東北の陣」と呼称され、これを「北の陣」と認定する根拠が明確でないのです、東北門説も正鵠を得ていると言えない。

(d)北門説は、伝能因本系統の本文に与して「新内裏でも、本内裏の呼称そのままに左方にあたる東方を北の門と呼んだのであろう」とするもので、明確な論拠があるわけではない。

右の如く従来『枕草子』「北の陣」に関する諸説は確証を欠き、手続的にも問題が少なくないので、以下に新たな私見を提案してみたいと思う。

まず、『枕草子』第二七四段「成信の中將は」に、次のような一節が見られる。

一条の院に造らせたまひたる一間の所には、にくき人はさらに寄せず、東の御門につと向ひて、いとをかきき小廂に式部のおもともろともに、夜も昼もあれば、上も

常に物御覽じにいらせたまふ。

すでに前記<sup>④</sup>北二対で述べたように一条院内裏での中宮定子の在所は北二対であり、右の記事も北二対での話題である。その東廂の小廂に清少納言と式部のおもとの局があった。破線部の「いとをかしき小廂に式部のおもともるとともに、夜も昼もあれば」がそれである。そこは、傍線部「東の御門につと向ひて」とある如く、「東の御門」の真向かいであった。この「東の御門」こそがまさに『枕草子』第一〇段「今内裏の東をば、北の陣といふ」とある一条院内裏東面の「北の陣」である。そして、波線部に「上も常に物御覽じにいらせたまふ」とあり、小廂には天皇もしばしば訪れて室外の光景を楽しまれた。

これと同様の話題が『枕草子』第四七段「職の御曹司の西面の立部のもとにて」にもある。

つとめて日さし出づるまで、式部のおもとの小廂に寝たるに、奥の遣戸をあけさせたまひて、上の御前、宮の御前出でさせたまへば、(中略)宿直物も何も、うづもれながらあるうへにおはしまして、陣より出で入る者ども御覽ず。殿上人のつゆ知らで寄り来て物言ふなどもあるを、

破線部に清少納言と式部のおもとの局が小廂であったこと、波線部に天皇と中宮が小廂に来て「陣より出で入る者ども」、即ち「北の陣」がある「東の御門」に出入りする廷臣らの様

子を眺め楽しんだこと、二重傍線部には小廂が殿上人たちの立ち寄りやすい所であったことが綴られている。両記事を総合すると、北二対東廂の小廂は、「東の御門」即ち「北の陣」のほぼ正面にあり、「東の御門(北の陣)」に出入りする廷臣たちの観察が可能なほどの至近距離にあり、殿上人も寄り道しやすい所にあった。これを要するに、「北の陣」は、北二対小廂正面の門の陣屋であった。

では、「東の御門」は具体的にどの門であろうか。北二対から遙か南方の東門は至近距離の条件に反するだけでなく、東北対に遮られて東門を出入りする廷臣を望観することが不可能であるから、東門説が成立しないことは自明である。一方、阿部秋生氏が「東北門(いわゆる東面北門)をさすもので、これが大内裏の内裏の場合の玄耀門乃至は朔平門(北の陣)に相当する」とされ、萩谷朴氏も「北の陣(東北門)と、ほぼ直面しているが故に、北の陣を出入りする殿上人達をつぶさに観察することが出来た」と距離的な条件から東北門説を支持される。しかし、東北門説は小廂から死角でないことが大前提になるがこの点が審らかでなく、更に前記<sup>⑤</sup>で述べた如く「東北の陣」と通称された東北門の陣を、「北の陣」と同一視することに従い難いことは、すでに述べてきたことである。

そこで、本稿では、中宮彰子と敦成親王が揃って一条院内裏に還啓した『小右記』寛弘五年十一月一七日条に、

戊二點行啓、山宮彰子 出自本宮西門、入給  
自大宮院東面北門

とある分注の、鞞負小路に面した「大宮院東面北門」とある「北門」の「北の陣」を新たに提案したい。

一体、『小右記』の筆者藤原実資が何故に分注に「入給自大宮院東面北門」と認めたか。その真意を推し量るに、すでに⑤東北門に掲げた寛弘五年四月中宮彰子の一条院内裏退出は東北門からであり、十一月の還啓は北門であったので、前例の四月に異なる点を特記したのであろう。またこの門を「大宮院北門」と書かず「東面」二字を加えて「大宮院東面北門」と記すのも、一条院内裏北面の門でないことを明確にしたのであろう。更に、「北門」と記したのも東面の東北門や東門と異なることを明確にするためであったと推察される。有職故実に熟達し、『小右記』『小野宮年中行事』の筆者実資ならではの着眼であると言えよう。

以上の如く分注の「北門」は、東北門や東門でなく、東北門の北に位置した門と見るべきであらう。本来、一条院内裏北面の一条大路にあってもよい「北門」が、なぜ東面の鞞負小路に設置されたか審らかでないが、『枕草子』諸注にも言う如く、本内裏の北門は清涼殿の左方に当たったので、一条院内裏でも清涼殿に准じた中殿の左方に北門を設けた結果、一条院内裏東面の鞞負小路に沿って北から順に、北門、東北門、東門が置かれることになったのでないかと考量される。北門は北二对小廂のほぼ正面に位置し、東北門は東北対に、東門

は東対といった具合に、各殿舎に存在したと見られるのである。

このように「北門」が一条院内裏北二对小廂正面にあった場合、『枕草子』の「今内裏の東をば、北の陣といふ」や、「一条の院に造らせたまひたる一間の所には、にくき人はさらに寄せず、東の御門につと向ひて」とある「今内裏の東」、「北の陣」、「東の御門」の条件とも齟齬をきたすことがないのである。

因みに寛弘五年の還啓は、『紫式部日記』にも「いらせ給ふは十七日なり」で始まる詳細な日記があるが、還御した門の記述はない。

すでに述べたように、『枕草子』には廷臣たちが「北門」に出入する挿話が見られ、平時には通用門として機能したようであるが、憶測を逞くすると、中宮定子在世中、二度の一条院内裏出入には専らこの「北門」が用いられたのではないかと推測される。そして寛弘五年に至ると中宮彰子や敦成親王の還啓にも用いられるようになったと見られる。

偶目に入った「北門」の史料は右の一例だけだが、この「北門」の「北の陣」が『権記』長保二年二月一〇日条に、次の如く見られる。

召国平朝臣、仰北陣外並堀河西掃治事、可仰左右衛門府・京職

これは「北の陣外」即ち鞞負小路から、堀河小路西に至る一町を、左右衛門府と京職が清掃したとの記事である。この

一町は言うまでもなく一条院別納の地であるから、一条院別納の四周を清掃したものであろう。

これらの史料によって、既述した⑤東北門の「東北の陣」とは別に、「北門」及び「北の陣」の存在が確実なのである。加えて清掃区域が「東北陣外」でなく「北陣外」とあるので、東北門より更に一条大路に近い位置に「北の陣」即ち北門があったことが明証されるのである。従って、この「北の陣」を『枕草子』「今内裏の東をば、北の陣といふ」や『小右記』寛弘五年十一月一七日条分注に「入給自大宮院東面北門」とある叡負小路に面した北門の陣屋と見ることに異論がなからう。

清掃した理由は明確でないが、清掃翌日の十一日に中宮定子が一条院内裏に入内したので（『権記』『御堂関白記』。但し『日本紀略』は十二日）、入内直前の路面清掃と推察される。また十一日は中宮定子の皇子敦康にも牛車が聴され（『日本紀略』、十八日敦康皇子百日の儀（『権記』）、二十五日に皇后遵子が皇太后、中宮定子が皇后、女御彰子が中宮になるなど（『日本紀略』『御堂関白記』『権記』）、一条院内裏で諸行事が目白押しに催されたので、こうした諸行事にも備えて一条院内裏東町一町の路面清掃が実施されたのだろう。

この清掃から推察すると、中宮定子の入内は、押小路南、東洞院西の平生昌三条第から、堀川小路を経由して正親町小路を左折し、更に叡負小路を北行して、一条院内裏北門から

入御したことであろう。

ついでながら、『小右記』万寿三年七月一〇日条には、内裏中隔西路の清掃について、次のような記事も見られる。

昨日不勤<sup>（原）</sup>老骨輦車之事以中将令奉<sup>（奉）</sup>禪閣并関白<sup>（禪閣）</sup>、皆有報旨、中将云、禪閣曰、衰老病患之身相扶参内、從朔平門步行参入、其程太遠、更不可堪、故入道殿乘車入自朔平門到其輝門下々給、合恩<sup>（恩）</sup>彼例入從式乾門到陰明門下々從車欲参入、雖有所憚進退惟谷、歩行之程頗可近々、仍内々所思也、故殿無御病、而乘車入給中隔、我者病極重、<sup>（蜜）</sup>蜜々乗車到陰陽門下々自車欲参入者、中隔西方路甚行穢、中隔掃治下官可被召仰敷者、召左大史貞行宿祢仰中隔掃治事、左右兵衛所奉仕也、

老齡七十歳の実資は老衰病が重く、朔平門から歩行での参内が困難で、式乾門から陰明門まで輦車に乗り、そこから歩行で参内することになった。ところが、式乾門から陰明門に至る内裏内郭西路の汚穢がひどいので左右兵衛府が清掃したとある。内裏内郭の路面ですら汚れていたようであるから、一条院内裏四方の路面も人畜の吐物や排泄物などで汚れがあり、清掃の必要があったのであろう。

なお、『日本紀略』長保五年四月一四日条に「賀茂祭也、但一条院北陣、自大宮大路至于堀川、供奉人下馬、女使不下馬」と見え、「一条院北陣」とある。賀茂祭に供奉する人が大宮大路と堀川小路で下馬した記事だが、この記文では「一

条院北陣」との関係が分明でない。ところが、同じ記文が『本朝世紀』長保五年四月一四日条にも「此日賀茂祭也。依例諸宮使々供奉如常、但依一条院北面始、自大宮大路到于堀川、下馬渡、但女使不下馬、並車等任何渡者」とある。これには「一条院北陣」を「一条院北面」とするので、一条院内裏北面の一条大路を指すことになる。そうすると、供奉する諸宮使は一条院北面の一条大路を始め、大宮大路から堀川小路に到る区間を下馬して渡ったとの意になる。『日本紀略』は、『本朝世紀』を参看して「依例諸宮使々供奉如常」の記文を除去し、更に「一条院北面」を「一条院北陣」に改訂し、ことで、文意の通じ難い記文になったと見られる。従って、『日本紀略』にいう「一条院北陣」は、「一条院北面」の一条大路のことであり、「北の陣」でないことを付言しておきたい。

## 六 まとめ

『枕草子』第二〇段「今内裏の東をば、北の陣といふ言う」の「北の陣」は、従来、靱負小路に面した一条院内裏の東門や東北門が想定されていた。しかし、北二对小廂の清少納言の局から東門に出入りする廷臣の観察が中殿に遮られて不可能なので、東門説は妥当でない。また東北門も史料に「東北の陣」と明記されているので、これを「北の陣」とするのは牽強附会の説で従い難いのである。

そこで本稿では、中宮彰子と敦成親王が一条院内裏に遷居した時の「入給自大宮院東面北門」（『小右記』）や、一条院内裏の四周路を清掃した時の「召国平朝臣、仰北陣外並堀河西掃治事」（『権記』）から、「北門」及び「北の陣」が存在した徴証と、それが『枕草子』の記事と抵触しないことよって、『枕草子』の「北の陣」は、一条院内裏の東面、靱負小路に面した「北門」の陣屋を同定した。第一期一条院内裏東面には、少なくとも北から北門、東北門、東門の三門が存在したと想定されるのである。

本来、一条院今内裏の北面にあってこそその「北の陣」だが、それが東面に所在し、しかも「北の陣」と呼ぶことの論理的矛盾を包含する名称に、清少納言は強い興味を見出していたものと思われる。

注

- (1) 松尾聰・永井和子氏『枕草子』新編日本古典文学全集、小学館、平成9年。以下、章段数と本文は同書による。
- (2) 『禁秘抄考註 拾芥抄』新訂増補故実叢書、明治図書、昭和30年。
- (3) 『日本紀略』新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和40年。以下、同書による。
- (4) 『権記 第三』史料纂集、続群書類従完成会、平成8年。以下、同書は史料纂集本による。
- (5) 『御堂関白記 中』大日本古記録、岩波書店、昭和52年。

以下、同書は大日本古記録本による。

- (6) 『小右記 二』大日本古記録、岩波書店、昭和62年。以下、同書は大日本古記録本による。

- (7) 萩谷朴氏『枕草子解還 一』同朋舎出版、昭56年。

- (8) 増田繁夫氏『枕草子』和泉古典叢書、和泉書院、昭62年。

- (9) 『本朝世紀』新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和18年。以下、同書による。

- (10) 池田龜鑑氏『全講枕草子 下』至文堂、昭32年。

- (11) 阿部秋生氏『源氏物語研究序説』第一篇第一章「作者の経歴」、東京大学出版会、昭和38年。

- (12) 『外記』(『御産部類記 上』) 図書寮叢刊、明治書院、昭和56年所収、七三頁以下参照。

- (13) 『不知記B』(『御産部類記 上』) 図書寮叢刊、明治書院、昭和56年所収、六〇頁以下参照。

- (14) 前掲注(11) 参照。

- (15) 前掲注(7) 参照。

- (16) 前掲注(8) 参照。

- (17) 『左経記』増補史料大成、臨川書店、昭和50年。

- (18) 金子元臣氏『枕草子評釈 上巻』明治書院、昭和4年。池田龜鑑氏前掲注(10)。三谷栄一・伴久美氏『文法中心全解枕草子』有精堂、昭和43年。池田龜鑑・岸上慎二氏『枕草子・紫式部日記』日本古典文学大系、岩波書店、昭44年。松尾聰・永井和子氏前掲注(1) など。

- (19) 塩田良平氏『枕草子評釈』学生社、昭和28年。五十嵐力・岡一男氏『枕草子精講』学燈社、昭29年。関根正直氏『補訂枕草子集注』思文閣出版、昭和52年。渡辺実氏『枕草子』新日本古典文学大系、岩波書店、平成3年。上坂信男・神作

光一氏『枕草子 上』講談社学術文庫、講談社、平成11年など。

- (20) 阿部秋生氏前掲注(11)。萩谷朴氏前掲注(7)。増田繁夫氏前掲注(8) は頭注に東面の門とするが、補注で東北門とする。石田穰二氏『新版枕草子上』(角川ソフィア文庫、角川学芸出版、平成22年) は脚注で「東の門」とするが、補注で東北門とする。津島知明・中島和歌子氏『新編枕草子』おうふう、平成22年など。

- (21) 田中重太郎氏『枕冊子全注釈 一』角川書店、昭和47年。同氏『現代語訳対照枕草子(上)』旺文社文庫、旺文社、昭和49年。

- (22) 前掲注(1) 参照。

- (23) 前掲注(19) 参照。

- (24) 前掲注(21) 参照。

- (25) 前掲注(11) 参照。

- (26) 前掲注(7) 参照。